

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算3に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等の必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

これらは「医療DX（デジタルトランスフォーメーション）」と呼ばれる国の方針に基づく取り組みであり、診療の効率化・安全性の向上を目的としています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和8年6月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 電子的診療情報連携体制整備加算3

○初診時4点

○再診時（月に1回算定）2点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日

椎名マタニティクリニック

院長 椎名 達也